OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 「呈示的」空間と責任追及の相互行為 : 国会事故調における法技術的実践と応答の再定式化 |
| Author(s) | 古川, 敏明 |
| Citation | 言語文化共同研究プロジェクト. 2026, 2025, p. 15-24 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/104928 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 「呈示的」空間と責任追及の相互行為
## ―国会事故調における法技術的実践と応答の再定式化―

古川　敏明

### 1. 導入

制度的場面のトークには日常場面とは異なる特有の制約、すなわち、制度と慣習的に結びついた目的、推論の枠組み、非対称な話者交替 (Drew & Heritage, 1992) があることがよく知られている。本プロジェクトを通じて、米議会公聴会にも独自の制約があることが明らかになりつつあるが、この制度的場面のトークを相対化して理解を深めるためには、他の類似の制度的場面と比較することが役に立つはずである。このような動機に基づき、本稿はオンライン公聴会や現地公聴会を分析対象とした試みをさらに展開していく。米議会公聴会という特定のモデルを相対化し、制度的場面のトークの多様性を記述するために本稿が分析対象とするのは、アメリカ以外の国や地域における類似の制度的場面である。もちろん、選択できる国や地域は多岐にわたるが、本稿ではまず日本と関わりがあり、公聴会や法廷における談話とも繋がりを見出すことができ、かつ、重要な社会的意義を有していながらも、これまでほとんど分析が行われてこなかったデータ、国会事故調査委員会の相互行為を検証する。米議会公聴会と国会事故調査委員会はいずれも公的責任の追求を目的とするが、その空間配置や法制度的バックグラウンドは大きく異なる。これらを比較検討することは、制度における非対称性がいかにして相互行為の組織化に影響しているかを解明する上で重要な示唆を与えるはずである。

国会事故調査委員会は原発事故の原因究明を目的として設置され、2012 年に全 15 回の委員会が開催された。本稿では歴代の原子力安全・保安院長 3 名が参考人として出席した 3 回分の委員会を概観しつつ、特にそのうちの 1 回に焦点を当てて論じていく。結論を先取りすると、委員会の相互行為は、質問をする委員とそれに応答する参考人という二者間のやりとりに見えるが、委員が法技術的実践を通して聴衆やインターネット配信の視聴者をリソースとして利用することにより、三者間の責任追及の場へと変容させていることを指摘する。また、国会事故調査委員会の空間配置を参加の枠組みやフッティング (Goffman, 1979) の視点から捉えると、米議会公聴会との違いが鮮明になることについても論じる。そして、いわゆる「官僚的答弁」と称される、行政説明や証人喚問と結び付けてメディアで報じられる応答形式の相互行為的特徴についても触れることになる。「官僚的答弁」は単なる情報の欠落や回避ではなく、参加者が公的責任を追求・回避しようとする高度に組織化された相互行為的達成として再定義されるものである。

以下 2 節では背景と先行研究レビューを提示する。3 節ではデータについて説明し、4 節で分析を行う。最終節ではまとめの議論を行い、結論を述べる。

### 2. 背景・先行研究レビュー

当該プロジェクトでは米議会による対面式の議会内公聴会が主たる分析対象とされている (e.g., 岡田, 2025; 福島, 2025; 菊池, 2025) 。一方で、公聴会の変異形を対象とする分析も並行して進めることで、当該プロジェクトの全体が記述する中核的な現象を前景化できると考えられる。よって、アメリカ・ハワイ州と関わるオンライン公聴会 (古川, 2024) や現地公聴会 (古川,

2025) を分析する試みを行った。米公聴会を相対化する試みをさらに拡張するため、本稿ではアメリカ以外の国や地域で実施された制度的場面を分析する。

公聴会という制度的場面に最も関連性が高いと考えられる制度的場面は、裁判だろう。しかし、裁判におけるやりとりの録音録画が許可されているかは国や地域により異なる状況にある。周知の通り、日本では裁判のやりとりを録音録画することはできない。そのような状況で行われた例外的なプロジェクトとしては、裁判における通訳を含む多言語なやりとりを手書きで記録したり (吉田, 2011)、模擬裁判員裁判の評議を会話分析の手法を用いて転写 (森本, 2025) した研究に限られ、実際の裁判の自然発生的なやりとりを録音録画データに基づいて微視的に分析する研究は実施が困難である。

そこで本稿では、法廷以外で法技術的実践が展開される特異な準司法的場面として、法廷における尋問と高い親和性を持ちつつ、かつ映像データとして公開されている 2011 年の東日本大震災後、東京電力福島原子力発電所で発生した事故の原因究明を目的として組織された、国会による事故調査委員会（以下、事故調または国会事故調）におけるやりとりを分析対象とする。国会事故調では委員が参考人に対し、さまざまな質問を投げかけるが、そこから展開する行為の連鎖は、米公聴会で議員が証人に質問し、証人が応答するやりとりを想起させる。また、委員の中には弁護士が含まれており、特にこの人物による発話を起点として展開する相互行為が、日本の裁判におけるいわゆる反対尋問の相互行為と高い類似性を示すと予想される。事故調の映像は当時インターネットで配信され、合計約 80 万人が視聴した (国会事故調, 2012, p. 80)。この偏在する聴衆の存在は、弁護士資格を持つ委員による質問を単なる情報収集の域にとどめず、参考人の社会的利害や評判に深刻な影響を及ぼす真正な責任追及の場として機能させていた。

国会事故調と議会公聴会はどちらも立法府による調査という点で共通している。しかし、国会事故調におけるやりとりを公聴会や裁判と単純に並列することはできない。両者の特徴をごく簡潔に整理しておくと、国会事故調は特別法で設置された臨時の独立機関で、質問者は民間の有識者である。一方、議会公聴会は常設の委員会で、質問者は議員である。国会事故調に呼ばれた人物は「参考人」として「ヒアリング」を受ける立場にあったが、実際には議会公聴会と同様「証人」として嘘が許されない法的拘束力を背景とした調査を受けていた。そのため、国会事故調には議会公聴会の「証人喚問」や裁判の「証人尋問」に近い緊張感が張り詰めている。また、国会事故調と議会公聴会は立法権の行使であるのに対し、裁判は司法権の行使である。国会事故調、議会公聴会、裁判には相違点があるにもかかわらず、本稿が 3 種の制度的場面を比較可能な対象として扱うのは、これらが認識的権威 (Heritage & Geoffrey, 2005) の競合と公的責任の追求を軸に相互行為が展開しているからである。

まとめると、国会事故調は、議会公聴会とも裁判とも異なる、特別調査チームであるが、任意の協力ではない強制調査を行い、質問者（委員）が法技術的発話行為を行う公的責任追及の場、という意味で、これら 3 者の間には共通点がある。

事故調における相互行為についてはこれまでに予備的調査を実施し、2 回の口頭発表を行なった。まず、15 回分の委員会の動画と会議録を概観し、記憶の検証行為に着目した。その結果、委員は「記憶にございますか」という明示的な質問をしたり、会議録中に記録されている過去の発言へ言及したりするのに対し、参考人は利害関係を予防する応答を行なっていることが明らかになった (古川, 2016 年 11 月 12 日)。また、同じデータを再分析し、参考人が委員からの質問に対し、いかに「想起の正当化」や「非想起の弁明」を行うかを検証した。特に、ある事柄に関す

る非想起が自己を正当化するための「利害関係の中和」として機能する一方で、委員側は「専門家であれば知っているべきである」というカテゴリーと結びついた属性を根拠として、道徳的評価を行い、参考人による非想起の主張を退けるプロセスを記述した (Furukawa, 2017, July 19)。先行研究では主に記憶をめぐる認識的交渉と自己正当化のプロセスを記述してきた。これらの知見を基盤にし、本稿では参加の枠組みの動態とそれを規定する身体的・物理的空間配置がいかにして三者間の公的責任追求を構成しているか、というより巨視的観点を考慮した分析へと拡張していく。より具体的には、国会事故調に特異な空間配置と参加の枠組みが、参考人による「官僚的応答」を誘発し、それをどのように委員が解体・再構築しようとするのか、という点について新たな知見を提示することを目指す。

## 3. 方法

国会事故調の会議録と動画はどちらも国会図書館ウェブサイトで公開されている。会議録は国立国会図書館が保存した事故調のホームページ (国会事故調事務局, 2012 年 10 月 25 日) から、動画は国会図書館の「ひなぎく」アーカイブから入手した。なお、動画は委員会の途中で映像が途切れているものもあるが、YouTube 上の国会事故調公式チャンネル (KokkaiJikochoJP) で不足分を補完して、分析の連続性を確保した。

予備的調査で用いたデータ (15 回分の委員会の動画と会議録) に基づき、本稿では政府・電力会社・規制官庁の関係者が参考人として出席した委員会の中で、原子力安全・保安院の歴代 3 名の責任者が参考人として出席した 3 回分の委員会 (第 4 回、第 8 回、第 9 回) に焦点を当てる。特に原子力政策の推進と規制が一体化しているという組織的矛盾が相互行為上の問題として前景化する場面を抽出した。(なお、第 4 回は 2012 年 2 月 15 日に開催され、参考人は前原子力安全・保安院長だった。第 8 回 は 2012 年 3 月 28 日に開催され、参考人は内閣府本府参与、元原子力安全・保安院長だった。そして、第 9 回は 2012 年 4 月 18 日に開催され、参考人は原子力安全・保安院長だった。) 新旧 3 名の責任者が出席している回を視野に入れつつ、本稿では元原子力安全・保安院長が出席した第 8 回 (国会事故調, 2012 年 3 月 28 日) に限定し、そのやりとりの一部を転写し、分析を行う。この回は事故当時や事故後ではなく、事故に先立つ数年あるいは 10 数年前から制度設計の矛盾が存在していたことが明るみとなっていく回であり、本稿の分析対象として適していると判断した。

事故前、事故当時、事故調時の 3 名の原子力安全・保安院長の回に注目する理由は、他の参考人たちが出席した回よりも委員による追及が厳しいことが見えてきたからである。委員が持ち時間ごとに一人一人順番に質問していく展開だけでなく、参考人の応答が適切でないとみなされる場面では、複数の委員が話者交替しながら協働的に質疑を行うことが散見された。原子力安全・保安院が組織として抱えていた矛盾、つまり原子力政策の推進と規制の両方を担うこと、が露わになる相互行為的場面において、複数の委員がフロアを取得しようとする。委員たちは、保安院の組織的矛盾を問題視し、その点を追求しようとしていたように見える。さらに、元・前・現保安院長によるいわば「官僚的答弁」に委員が苛立ちを可視化するような場面もある。(参考人がある発話のデザインで応答し、その応答を委員が理解困難なものと扱う (修復を他者開始する) ことにより、当初の応答が問題のある応答あるいは「官僚的答弁」として立ち現れる。しかし、当の参考人は発話を自己修復することはないか、修復したとしても表面的な操作に止める。) 事故調当時の保安院長が出席した第 9 回の冒頭では、委員長が第 4 回と第 8 回に出席した前任者た

ちが質問されたことに十分答えないことを批判した上で、同じような行為をしないよう現保安院長に釘を刺してから、つまり、後続する相互行為の展開を制約してから質問を開始したたことは示唆的である。

次節では元保安院長が参考人として出席した第 8 回の委員会におけるやりとりを分析する。分析にあたっては、委員による質問、参考人による応答、そして、委員がいかにその応答を不適切なものとして扱い、道徳的評価へと繋げていくかを検証する。

## 4. 分析

本節で分析するのは事故前に保安院長を務めていた参考人 (広) と弁護士資格を持つ委員 (野) とのやりとりである。委員の質問に対し、参考人がどのように応答するか、さらにそこから質疑のやり直しが行われ、どのように連鎖が拡張されていくかに注目する。以下は当該参考人に対する質問が開始してから、約 25 分が経過した時点でのやりとりである。質疑は約 2 時間にわたって行われた。

1 行目で委員が質問の産出中に「それ」と言及しているのは、国際原子力機関 (IAEA) が定めたシビアアクシデント防止のための五重の防護を指している。

抜粋 1

```
1     野:  ((中略)) .h それを(.)規制として盛り込むっていうことが世界の趨勢になって
2          いたわけですか↑ら: 当然保安院のお立場として↑は(.)規制に盛り込み↑たいって
3          いうお考えだったということで(.)間違いはないですよね?
4          (.9)+(1.0)
     h:         +小刻みに頷きマイクを口元へ
5     広:  あの((咳))まアクシデントマネジメント:につきまして↑は(.)あ:ま(.)
6          199:2+年ごろ*から取り組んで:えまいりましたが .h あの:((咳))(.9)
     h:          +顔を上げる
     n:                *3 回頷く
7     広:  tch そのアクシデントマネジメント:*お:の(.4)お要求↑を(.3)お:(.9)*お:
     n:                                  *下を向く                    *広を見る
8     広:  (.7)ま法令化:していく.h う:ということについ↑ての.h お:((咳))
9          ま世界的なあの:状況(.)という↑のは*(.)あ認識をして:(.)おりました*けれ↑ども
     n:                                  *下を向く                    *広を見る
10    広:  (.)↑まそれに対して*(.)え:(.3)もう一歩進めて(.3)え具体的に取り組むと(.)
     n:                          *下を向き再び広を見る
11    広:  いう:.h 努力が(.)あ:(.)あ:十分でなかったと*(.)お:いうふうに考*えて
     n:                                                *頷き          *頷き
12    広:  い[ます.
```

委員は極端な定式化 (1 行目「世界の趨勢」と 2 行目「当然」) を用いて前提を提示した上で、保安院長としての参考人の考えについて極性の質問 (3 行目「間違いはないですよね?」) を行なっている。4 行目の長い間からは、優先されない応答が産出されることが予期される。参考人は小刻みに頷きながら、下げていた手を上げ、マイクをゆっくりと口元に持っていくが、長い間が継続しているおり、次に来る応答がやはり優先されないもの (そのような考えだったのではない) である可能性が高まっている。

参考人の応答は言い淀みで開始されている (5 行目「あの((咳))ま」)。また、音の引き伸ばしも目立つ (例えば 5 行目の「アクシデントマネジメント:」)。転写に反映できていないが、委員の発話と比べると参考人の発話はぼそぼそとした話し方で、声量も全体的に小さい上に、眉を顰

め、目を閉じたような表情で発話を行っている。このような表情は、熟慮を指標するとともに、応答の困難さを指標するだろう。

参考人は特定の年に言及し (6 行目「199:2 年ごろから」)、具体的な応答を開始するが、逆説の接続助詞を用い、続く応答が優先されないものであることを示唆する (6 行目「取り組んで:えまいりましたが」)。そして、言い淀みを産出し続けながら、先ほどよりも柔らかい接続助詞を用いて優先されない応答が来ることを再び示唆し (9 行目「認識をして:(.)おりましたけれ↑ども」)、最終的に優先されない応答を提示した (11-12 行目「十分でなかったと(.)お:いうふうに考えてい[ます.」)。

しかし、参考人の発話が完了する前に、13 行目で委員が発話を開始する。委員は 6 行目で 3 回頷きを繰り返し、参考人による応答の継続を強く促していた。また、委員は 11 行目で間をあけて 2 回頷いているが、これは参考人の応答が一旦終結することを確認し、次に自分が話者交替することを示唆しているように見える。委員による頷きは単に肯定を示すとは限らない。なお、委員は左手に資料を持ち、右手にはスクリーンに投影されたスライドを先送りするクリッカーのような小さなデバイスを持っている。抜粋で「右手下」と記したのは、親指と人差し指でデバイスを持ち、他の指を伸ばした手刀を垂直に振り下ろす動きを指す。抜粋 2 以降にこのジェスチャーが頻出し、発話のリズムを作り、強調点を示す働きをしている。

抜粋 2

```
12    広:   い[ます.
13    野:   *[あの(0.2)  *はいか *いいえでお答えいただければ結構+なんですが. (.)
      n:    *右手を挙げる *右手下 *右手下
      h:                                                    +小刻みに頷く
14    野:   *<保安院の*立場としては(.)*規制に *盛り    *込みたかっ    *た>(.)
      n:    *右手下   *右手下          *右手下 *右手下 *右手大きく上 *右手振り下ろす
15    野:   ということで(.)*よろしいですね?
                          *右手下
16          (2.0)+(2.0)
      h:          +マイクを口元へ
```

委員は参考人の発話と重複しながら発話を開始し (13 行目の「あの」)、自分がしたのは極性の質問だったことを明示し (「はいかいいえで」)、その条件が満たされなかったことを皮肉まじりに示唆している (「お答えいただければ結構なんですが」)。そして、少し緩やかな発話スピードで、参考人と保安院を一体として扱いつつ (14 行目「保安院の立場としては」)、抜粋 1 で行った質問を自己修復して再提示している (14-15 行目「規制に盛り込みたかった>(.)ということで(.)よろしいですね?」)。

委員による質問には長い沈黙が後続している (16 行目)。委員の質問の後、参考人が応答せず長い沈黙があるというやりとりが抜粋 2 以降も繰り返し観察される。(ただし、本稿で取り上げる質問の後の沈黙としては、抜粋 2 が最長である。) 次の抜粋で応答が始まっている。

抜粋 3

```
17    広:  h あのまあ(0.3)あ:世界的な(0.3)あの:[: (.) (  )
18    野:                                        [あの*はいかいいえで
      n:                                             *右手下
19    野:   結構+なので. (0.3)盛り込みたかっ*たということでよろしい*ですね?
      h:        +首を傾げる
```

```
      n:                                    *右手下                  *右手下
20          (1.4)
```

長い間の後、参考人は言い淀みながら応答を開始する (17 行目「h あのまあ(0.3)あ:世界的な(0.3)」)。しかし、「世界的な」というスケールの大きな形容語句が用いられ、さらに言い淀みが続いた時点で (「あの:[: (.)」)、再び委員が重複した発話を開始する (18 行目「[あの」)。委員の発話は、参考人に対するネガティブポライトネスに基づく割り込みと言える。委員は改めて応答の形式を指定 (18-19 行目「はいかいいえで結構なので.」) しているが、13 行目の発話より簡略な定式化を行なっている。このように応答の前提を設定した上で、参考人の立場と ( 盛り込む) 対象を既知の情報として省略した極性の質問が繰り返されている (19 行目「盛り込みたかったということでよろしいですね?」)。委員が行なっているのは、簡略化された定式化による自己修復と言えるだろう。

果たして委員による質問にはまたもや長い沈黙が続いている。次の抜粋を見てみよう。

抜粋 4

```
21    広:  +.h (0.5)まその:う::[:
      h:   +眉を寄せる
22    野:                          [あのはいと*いいえしかないので.
      n:                                  *右手下
23    野:  (0.3)*盛り込みたかったということでよろしい*+ですね?
      n:         *右手下                                *右手下
      h:                                                 +小刻みに頷く
24          (1.0)
```

参考人は応答を開始するが、言い淀みの途中で再び委員が割り込み (22 行目「あの」)、応答の条件を提示する (はいといいえしかないので.)。ここでは選択肢の 1 つを強調しているように聞こえるとともに、二択であることを明示する自己修復が行われている。短い間の後、委員は質問を繰り返している (23 行目「盛り込みたかったということでよろしいですね?」)。質問自体は抜粋 3 と全く同じ発話であり、ここでは自己修復は行われていない。

委員による質問の後には長い沈黙が後続する。次の抜粋で遅延した応答が開始されている。

抜粋 5

```
25    広:  ぅそのアクシデントマネジメントの法[(令化を-)
26    野:                                    [あの*はいといいえしか
      n:                                          *右手下
27    野:  ありませんので. (0.4) 盛り込みたかったということでよろしい*ですね?
      n:                                                        *右手下
28         +(1.5)
      h:   +小刻みに頷く
```

参考人は（先ほどのスケールの大きな形容語句「世界的な」と同様）カタカナの専門用語 (25 行目「ぅそのアクシデントマネジメント」) で応答を産出し始めるが、発話の途中で委員が割り込んでいる。委員による割り込みは、参考人による応答が条件に合わない、不適切な応答であるという理解を示すものである。委員はネガティブポライトネスによる割り込みを行い、応答の条件を提示して、それが満たされていないことを強調する (26-27 行目「あのはいといいえしかありませんので.」)。委員が質問を繰り返す前に間があるが、抜粋 5 の 27 行目の間は上述の抜粋 4

のそれよりも若干長い。委員は少し間を置くことで、参考人が適切な応答をしていない、しかもそれを繰り返していることに対して批判的なスタンスを示し、参考人の振る舞いが持つ意味を聴衆に向けて可視化していると言えるかもしれない。これまでと同様、委員は質問を繰り返す (27行目「盛り込みたかったということでよろしいですね?」)。ここまで委員は3回連続で同じ形式の質問を産出していて、それ以上単純化した定式化は試みていないことがわかる。

後続するのは長い沈黙である。参考人がまたもや遅れて応答を産出する次の抜粋をみよう。

抜粋6

```
29    広:  °えと°>アクシデントマネジメントの*重要性↑は認識をいた*しておりました:<
      n:                                    *左手を下げ下を向く   *広を見る
30          (1.0)
31    野:  盛り込み*たかったですか?
      n:           *前傾
32          (1.0)
```

長い間の後、参考人はフロアを取り、言い淀みとともに応答を開始し (29行目「°えと°」)、再び専門用語を用いて応答を完了させている (「アクシデントマネジメントの重要性↑は認識をいたしておりました:」)。抜粋5までは、委員の質問、参考人の応答という行為の連鎖の後、委員が割り込み (13、18、22、26行目 ) を行なっていた。しかし、同じようなやりとりが繰り返されて5回目になる30行目では委員は初めて割り込みをせず、これまでとは別の語用論的手続きを採用している。

30行目の間は、委員が参考人の応答が十分でないという評価をしていることに加え、不適切な応答が繰り返されている事実（とあるいはそうした応答を繰り返すモラル性の欠如）を聴衆に向けて強調している機能があるように見える。29行目でそれまでずっと胸の高さにキープしていた左手を下げ、視線を下げるという動きは、委員の苛立ちや失望を可視化している。

十分な間をとった後、委員は極性の質問を繰り返しているが、3回連続 (19、23、27行目) で用いていた同じ形式の質問発話を自己修復し、さらに簡略化した短い定式化を行なっている (31行目「盛り込みたかったですか?」)。この発話のデザインは、誰が、どの立場で、何を盛り込みたかったか、という観点は既知として扱われ単純明快な問いとなっており、この問いに明快に応答しないことは、参考人の利害に影響を及ぼし得る連鎖上の環境が整った状態と言える。問いの内容を理解できないはずがないのであれば、適切な応答をしないことはモラルに反する、という解釈を生じさせ得る。委員は参考人に向かって前傾しながら発話を行うことでこうした含意を強調している。

委員によるマルチモーダルな働きかけにもかかわらず、これまでと同様、委員の質問の後には長い間が生じている。次が本稿で扱う最後の抜粋である。参考人はどのような応答をし、それに対し委員はどのような評価を行っただろうか。

抜粋7

```
33  広:  .h h (1.7)そうですねあの:やはり*(.)えシビアアクシデント:防止:
    n:                                  *下を向く
34  広:  というのが最後のとりでです*ので .h((咳))え:((咳))あのお:いずれ機会
    n:                                *広を見る
35  広:  があれば:(.)あ:アクシデントマネジメン*ト:(0.4)の(0.3)お:要求を:
    n:                                        *頷く
```

36　広:　(0.3)おもっと:お:(0.5)法令上のものにすると(0.3)ゆ:うこと(0.4)
37　　　が(0.5)あ:必要だと思っていました.=
38　野:　=*はい．それはなぜできなかったんですか?
　　n:　　*大きく頷く

参考人はフロアを取って言い淀みながら応答を行う。これまでと同様、極性質問に直接的に応答していない。また、言い淀みが多く、カタカナ用語への言及もあるが、委員による割り込みは生じず、参考人は応答を継続していく。委員はこの位置を参考人が質問に応答する最後のチャンスとして提示しているように見える。そして、参考人の発話が極性質問に答えることを投射していた (例えば、34-35 行目「いずれ機会があれば:」) こともあり、結果として、参考人は応答を完了することができたように見える (37 行目「必要だと思っていました.」)。

委員は大きく頷きながら、密着した発話で参考人による応答を受諾すると同時に区切りを示し (38 行目「=はい．」)、保安院として規制に盛り込みたかったという参考人の考えが確認できたことを踏まえ、次の段階として、それが実現されなかった理由を問う手続きへと移行していった (「それはなぜできなかったんですか?」)。

まとめると、本節では元保安院長が参考人として出席した第 8 回の国会事故調におけるやりとりの一部を分析した。委員による質問、参考人による応答、委員による割り込みと応答に関する条件の (再) 提示、そして長い間という連鎖が繰り返されることが観察できた。最終的には委員による割り込みが保留され、元の質問がより短く定式化された形で提示されると、参考人は応答を完了することができ、やりとりは関連する別の話題へと焦点を移行していった。

このように委員と参考人のやりとりでは、修復が多く観察された。参考人の発話は言い淀みが多く、自己開始・修復を過剰に行っていたが、質問に対する応答が明示されているとは言い難い。こうした発話に対して委員が割り込みを行って修復を他者開始し、参考人に修復を促していた。しかし、それが功を奏することはなかったように見える。逆に、委員は自らの質問を自己開始・修復あるいはより簡潔に定式化するという誤用論的対応をすることにより、参考人が条件に適合する応答を産出するような相互行為的環境を形成していったことを指摘した。

## 5.　議論・結論

本稿では米議会公聴会の比較対象として、原子力発電所で発生した事故の原因究明を目的として組織された国会事故調の相互行為について論じた。保安院長が出席した合計 3 回の委員会の動画と会議録を概観し、特に第 8 回の委員会に焦点を当てて分析した結果、(1) 弁護士でもある委員による法技術的発話行為、(2) 参考人による「官僚的答弁」の構築、そして、(3) 事故調の空間配置と参加の枠組みの 3 点が国会事故調に関する興味深い点として見えてきた。

まず 1 点目については、前節でまとめた通り、委員が質問の発話デザインを調整し、参考人の応答を再定式化することを通し、適切な応答を産出させるための相互行為的環境を構築していった。このような法曹の訓練を受けた人物による発話行為は日本に限らず、世界各地における法技術的実践として捉えることができ、米公聴会に関する分析を深めることに寄与すると主張した。

2 点目は、事故の原因究明を目的とする調査という委員会の性質上、参考人として出席した政府・電力会社・規制官庁の関係者たちは、重大な利害関係に直面していたわけで、委員からの質問に適合する応答を産出することに一定の困難さを示していたと言える。その中でも特に、元あるいは現役の官僚であった歴代の保安院長たちの応答は、委員からの質問に直接的に答えるとい

う姿勢が脆弱であるという点で一貫しており、このような発話行為とそれを評価する行為の連鎖は「官僚的答弁」と呼ばれる行為の実態を浮かび上がらせた。ただし、第 8 回以外の別の 2 回分の委員会も分析をし、この発話行為の相互行為的特徴をより詳細に論じなければならない。

3 点目は、米議会公聴会との比較で興味深いのが、空間配置と参加の枠組みである。対面の米議会公聴会と現地公聴会では、委員と証人はそれぞれ横一列になり、向かい合って座る配置になっている。聴衆は証人の背後に座っている。注目度の高い公聴会では、メディア関係者がフロアの様々な場所から、委員や証人に視線を注いでいた。つまり、委員は証人に質問し、証人は委員に向かって応答することが、空間配置によってあらかじめ方向づけられている。委員と証人の発話はお互いに向けられていると同時に、会場内の聴衆やテレビ中継の視聴者にも向けられていた。（ちなみに裁判では、証人はほぼ正面の裁判官と、左右に位置する検察・弁護側の両方から視線が注がれる位置に配置されている。また、裁判官は一段高い壇上から法廷全体を俯瞰する位置にあり、証言台を挟んで検察・弁護側が対峙する空間構造を形成している。証人とほぼ正面で向かい合っているという意味で、裁判官の配置は米議会公聴会の委員の配置と一致する。米議会公聴会でも議員は壇上から会場を俯瞰する位置にある。）

しかし、国会事故調では状況が異なる。本稿の抜粋では明示していないが、調査委員会の委員たちと参考人は「緩いハの字状に」横一列に並び、聴衆と向き合うという身体的・物理的レイアウトになっている。つまり、参加者が聴衆と向き合う構造は、相互行為を二者間の閉じた関係ではなく、第三者への呈示を前提としたパフォーマンスへと変容させている。事故調の空間は、身体的・物理的配置と発話実践が結びつく「呈示的空間」として立ち現れ、委員と参考人の双方が聴衆を志向せざるを得ない力学を生み出していると言える。委員と参考人が完全に対峙するのではなく、斜めに向き合う位置関係にあることで、対立的な尋問よりも公開の場での証言の呈示という側面が強調されている。公開の場での証言だからこそ、委員会でのやりとりは会場の聴衆 (とインターネット配信の視聴者) に向けて差し出されている。裁判では裁判官が審判を下すのに対し、事故調では委員会が事故の原因を究明する任務を負いながら、まるで聴衆と視聴者が審判を下すかのような配置になっていると言えるかもしれない。実際、特に保安院長たちが出席した 3 回分の委員会では、本稿に登場する委員が (本稿では取り上げてない箇所で)「みんな」、「日本国民」、「世界中の人」に言及し、審判を下す潜在的な人々の存在を仄めかすことにより、参考人たちによる不適切な応答を強く批判するという (米議会公聴会で見られるような) パフォーマンス性の高い場面が繰り返し観察された。

本稿では第 8 回の国会事故調に焦点を当てたが、歴代の保安院長が出席した第 4 回と第 9 回のやりとりも分析して、本稿の議論を補完することが今後の課題として挙げられる。弁護士資格を持つ委員による質問の発話デザインや参考人による応答に対する割り込みや再定式化は、他の回でも共通して観察され、米議会公聴会や裁判の反対尋問における発話行為とも共通点が多いと考えられる。よって、これまでほとんど利用されてきていない日本の国会事故調データを相互行為の観点から検証したことは、法技術的発話行為に関する語用論的研究に資するはずである。

ちなみに、第 4 回では前保安院長が「文系」であることが話題になり、原子力政策を担う機関の長としての認識的権威が交渉される場面がある。一方、第 9 回では事故調当時の保安院長が出席しており、原子炉の再稼働をめぐる進行中で極めて重大な事柄が話題となっていた。このような場面も本稿が用いた空間と法技術的実践の観点から分析することで包括的な議論が可能になるだろう。保安院長経験者が出席した合計 3 回の委員会では、原子力政策の推進と規制を担うとい

う矛盾した組織のあり様が繰り返し追求された。結果的に、これらの委員会が開催された 2012 年の後半に保安院は解体され、経産省ではなく環境省の元で原子力安全規制委員会として再編され現在に至る。本稿はこれまで看過されてきた日本の公的アーカイブを会話分析の土台に載せ、法・政治学など他領域の知見とも接合し得る、新たな研究の端緒を開くことを試みた。

**参考文献**


Drew, P. & Heritage, J. (Eds.), (1992). *Talk at work: Interaction in institutional settings*. Cambridge: Cambridge University Press.

福島 玲枝 (2025)「極性質問に対する応答義務の交渉と説明責任の再構築―公聴会における戦略的応答の言語実践―」『応用会話分析研究 2024―政治経済外交の相互行為実践 2―』, 23–33.

古川 敏明 (2016 年 11 月 12 日)「「思い出す」という行為―国会事故調査委員会における記憶の検証―」『日本英語学会第 34 回大会発表要旨』, 14.

古川 敏明 (2024)「地名「カプーカキー」と「レッドヒル」の指標性―ハワイの環境汚染問題をめぐる公聴会の会話分析―」『応用会話分析研究 2023―政治経済外交の相互行為実践―』, 11–20.

古川 敏明 (2025)「マウイ島ラーハイナー現地公聴会における沈黙と共感―議会内公聴会との比較を念頭に―」『応用会話分析研究 2024―政治経済外交の相互行為実践 2―』, 13–22.

Furukawa, T. (2017, July 19). Non-recollection and moral assessment in the public hearings of the National Diet of Japan Fukushima Nuclear Accident Independent Investigation Commission [Paper presentation]. 15th IPrA Conference, Belfast, UK.

Goffman, Erving (1979). Footing. *Semiotica*, *25*(1–2), 1–30.

Heritage, J. & Geoffrey, R. (2005). The terms of agreement: Indexing epistemic authority and subordination in talk-in-interaction. *Social Psychology Quarterly, 68*(1), 15–38.

菊池 春花 (2025) 「通訳者が開始する自己・他者修復―米国公聴会でのパフォーマンス的応答の優先化―」『応用会話分析研究 2024―政治経済外交の相互行為実践 2―』, 34–45.

国会事故調 (2012)「調査報告書 要約版」 https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F3514602&contentNo=1

国会事故調 (2012 年 3 月 28 日)「第 8 回国会事故調 (委員会 その 2)」『ひなぎく 国立国会図書館 東日本大震災アーカイブ』https://kn.ndl.go.jp/item/naiic-7800425

国会事故調事務局 (2012 年 10 月 25 日) 資料と映像 国会事故調 https://warp.ndl.go.jp/web/20121025090435/http://naiic.go.jp/resources/

森本 郁代 (2025)「裁判員裁判の評議のリアリティ―裁判員の意見表明に対する裁判官の質問の分析から―」『社会言語科学』, 27(2), 3–18.

岡田 悠佑 (2025)「非難の相互行為的達成―TikTok CEO に対する米議会公聴会の場面意味論―」『応用会話分析研究 2024―政治経済外交の相互行為実践 2―』, 1–12.

吉田 理加 (2011)「法廷談話実践と法廷通訳―語用とメタ語用の織り成すテクスト―」『社会言語科学』, 13(2), 59–71.